

## 指定障がい児通所支援事業に係る留意事項について(児童福祉法関係)

### 1 通所受給者証の郵送による更新申請について

障がい児通所支援サービスの受給者証の更新申請は、子育て総合支援センター児童発達支援事務所の窓口にて受付しておりましたが、「児童発達支援(医療型含む)」及び「放課後等デイサービス」の更新申請については、引き続き、以下のとおり、郵送での更新申請を付けています。

#### (1) 郵送申請の受付対象となる方

同じサービス、同じ支給量(日数)での更新を希望されている方。

(支給量の変更などを希望する場合は、窓口での手続き、相談支援事業所の計画案などが必要となります。)

#### 【児童発達支援(未就学児)の方】

①「計画相談」で支給決定を受けている(相談支援事業所で計画作成している)場合

⇒申請書様式『第1号』・『第16号』・『第21号』・『第22号』・『参考様式3』

②「セルフプラン」で支給決定を受けている場合

⇒申請書様式『第1号』・『セルフプラン』・『第21号』・『第22号』・『参考様式3』

※医療型児童発達支援を利用する場合は、「健康保険証」の写しが必要となります。

#### 【放課後等デイサービス(就学児)の方】

①「計画相談」で支給決定を受けている(相談支援事業所で計画作成している)場合

⇒申請書様式『第1号』・『第16号』・『第21号』・『第22号』・『参考様式1』・『参考様式2』

②「セルフプラン」で支給決定を受けている場合

⇒申請書様式『第1号』・『セルフプラン』・『第21号』・『第22号』・『参考様式1』・『参考様式2』

#### (2) 提出期限・方法

●提出期限・・・現在の受給者証の支給終了月の15日まで。

※現在の受給者証の支給終了日の3か月前から受付可能です。

① 児童発達支援(未就学児)の方・・・令和6年3月15日までに提出が必要。

② 放課後等デイサービス(就学児)の方・・・期限の切れる月の15日までに提出が必要。

(例)有効期限が令和6年3月31日(児童の誕生日が2月)の場合

⇒令和6年3月15日(金)までに提出が必要。

※上記期限が過ぎると今の有効期限内に送付できなくなりますのでご注意ください。


### (3) 申請書の記入方法

申請書の記入方法につきましては、高槻市のホームページより下記の「ページ ID」で検索していただくか、二次元バーコードで読み取り、該当ページに掲載している『記入例』をご確認ください。



以下のページに、『電子申込「通所受給者証申請予約」』のリンク・『記入例』・『申請書様式』を掲載しています。

## 通所支援サービス利用手順（受給者証の申請）

ページID：003522 更新日：2023年5月8日更新  [印刷ページ表示](#)

二次元バーコード  
の読み取りはこちら



## 2 事故報告について

事故が発生した場合は、速やかな対応及び報告をお願いします。なお、ごく軽微な事例であれば、ヒヤリハット事例として記録及び再発防止策を講じればよい(報告書の提出はしなくてよい)という場合もありますので、判断に迷う場合は福祉指導課又は子育て総合支援センターにご確認ください。

なお、書式は、福祉指導課のホームページからダウンロードしてください。

### 【事故報告書の提出先】

		利用児童に被害等が生じた場合		左記以外 ・職員の不祥事 や法令違反等
		高槻市の支給決定者	高槻市以外の支給決定者	
高槻市	子育て総合支援センター	○		
	福祉指導課		○	○
利用者の援護元である市町村の所管課			○	△ ※1

※1 内容や規模によって、報告した方がよい場合がありますので、各市町村にご相談ください。

## 3 避難確保計画及び訓練実施報告について

平成29年及び令和3年5月に水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)が改正され、市地域防災計画に要配慮者利用施設として位置付けられた施設の所有者又は管理者は、洪水や土砂災害の発生するおそれがある場合に、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画(避難確保計画)の作成・提出及び避難訓練の実施・提出が義務付けられています。対象区域にある事業所は、「避難確保計画」を子育て総合支援センターへご提出ください。

※初回作成については、子育て総合支援センターより該当事業所へ作成依頼を行います。

また、「避難確保計画」において「防災教育」「情報伝達訓練」「避難訓練」の実施時期を定め、訓練などの実施後、「避難確保計画に係る訓練実施報告書」を子育て総合支援センターへご提出ください。

#### 4 請求事務における注意点について

請求事務におけるエラー・警告等において、以下に特にご注意いただきたい部分を記載しておりますので、ご確認ください。

##### (1)「契約内容情報」の入力について

国民健康保険団体連合会の「電子請求受付(簡易入力)システム」を利用している事業所は、契約開始時に以下のように「契約開始日」のみ入力し、「契約終了日」は入力しないでください。

契約内容情報保守						※は必須入力項目です	
事業所名							
受給者証番号※							
契約内容の報告							
No.	事業者記入欄番号※	サービス内容	契約支給量※	契約開始日	契約終了日		
1	1	611000 児童発達支援基本決定	5日	平成30年4月1日		原則入力不要。 サービスの切替えや契約支給量の大幅な増減があり契約をやりなおす場合、市外転出等で終了する場合等には入力。	
契約開始日※		契約終了日					
平成	30	年	4	月	1	日	平成 年 月 日
選択	No.	事業者記入欄番号	サービス内容	契約支給量	契約開始日	契約終了日	
▶	1	1	611000 児童発達支援基本決定	5日	平成30年04月01日		

##### (2)加算の算定回数の合計が、基本報酬の算定回数の合計以下であることについて

「加算の算定回数」が「基本報酬の算定回数」を上回る場合、下表のとおり、エラーメッセージが表示されます。(令和4年11月審査分より)

No.	エラーコード	エラーメッセージ
1	EQ65	受付:個別サポート加算(Ⅰ)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
2	EQ67	受付:専門的支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています

##### (3)加算の算定に必要な基本報酬または他の加算を算定していることについて

「基本報酬」または「欠席時対応加算(Ⅱ)」を同月内に算定していない場合、「事業所内相談支援加算」の算定ができないため、下表のとおり、メッセージが表示されます。(令和4年11月審査分より)

No.	エラーコード	エラーメッセージ
1	EQ75	受付:基本報酬または欠席時対応加算(Ⅱ)が算定されていないため、事業所内相談支援加算は算定できません

#### (4)欠席時対応加算(Ⅰ)の算定について

欠席時対応加算(Ⅰ)は、急遽利用の中止があった場合で、連絡調整や相談援助を行った場合に、1月に4回まで加算が算定できるものです。以下の項目をご確認いただき、算定してください。

- ・利用を中止したことのみをもって、算定の対象とはなりません。利用児童又は家族との連絡調整その他の相談援助を行い、その内容を記録してください。
- ・利用の中止の連絡は、当日、1日前、2日前であることが条件となるので、あらかじめ判明していた休みの日については、算定できません。ただし、事業所が把握したのが直前であったのであれば、算定可能です。
- ・「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1」の「問109」に記載のある通り、当該「欠席時対応加算(Ⅰ)」については、利用日としてカウントされませんが、「欠席時対応加算(Ⅰ)」を算定している日に、他事業所を利用している場合は、「返戻」となりますのでご注意ください。
- ・利用中止の理由は問いませんが、理由の把握に努めてください。

#### (5)個別サポート加算(Ⅱ)の取扱いについて

<提出物(児童発達支援・放課後等デイサービス共通)>

当該加算の創設趣旨及び算定要件を踏まえ、算定する場合は、以下の①及び②の書類を子育て総合支援センターへ郵送又は持参にて**事前**にご提出ください。

- ①支援・関係機関との連携内容が記載されているもの
- ②保護者同意のある個別支援計画(写し)

※上記①及び②の提出は個別支援計画作成毎(最低年1回)提出が必要です。

<当該加算算定にあたっての留意事項>

※加算を算定する場合は、当該加算の趣旨、支援内容や利用者負担額等について、あらかじめ保護者へ説明を行うとともに、同意を得る必要があることに留意すること。

※当該加算については、各算定要件を全て満たす必要があることや、保護者の心情に十分配慮する必要があることに留意すること。